

補装具費支給手順について

★ 購入又は修理前に申請が必要です！ ★

① 申請

必ずお住まいの区の福祉課に申請してください。

＜申請の際に必要なもの＞

	持ってくるもの	備考
1	身体障害者手帳 または 特定医療費(指定難病)受給者証	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちでない方も対象となる場合があります。
2	補装具費支給意見書 (人工内耳の音声信号処理装置の修理は、「人工内耳用音声信号処理装置確認票」)	各区福祉課の窓口にあります。 作成医師の条件等は窓口でお問い合わせください。 また、意見書が不要な場合がありますので、窓口でお問い合わせください。
3	個人番号（マイナンバー）のわかるもの	個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票など
4	本人確認のための書類	＜次のうち、いずれか1つ＞ 身体障害者手帳、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、個人番号カード など ＜次のうち、いずれか2つ＞ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特定医療費（指定難病）受給者証、学生証（写真付き）、社員証（写真付き） など

② 判定等

判定の仕方は、種目により異なります。

また、修理等、判定が不要な場合もあります。

種目	判定方法
義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置	身体障害者更生相談所への来所判定（原則）
眼鏡	身体障害者更生相談所の書類判定
義眼、歩行器	福祉事務所（各区福祉課）の意見書判断
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	福祉事務所（各区福祉課）の申請書判断

※上表に関わらず、障害児の場合は、障害児のみの給付種目（座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具）を含め、意見書判断となります（ただし、視覚障害者安全つえ及び歩行補助つえは申請書判断）。

③ 支給決定

判定等により補装具の支給が認められた場合、「補装具費支給決定通知書」をお送りします。

④ 仮合わせ・適合判定

身体障害者更生相談所または意見書を作成した医師が実施します（種目等により省略されるものもあります）。

⑤ 引渡し

補装具の製作・修理終了後、「代理受領に係る補装具費支払請求委任状」及び「補装具費支給券」に、必要事項を記入します。

⑥ 支払

利用者負担額を補装具事業者に支払います。
公費負担額は各区福祉課が、補装具事業者に支払います。

詳しくは、各区福祉課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中区福祉課障害福祉係	TEL(082)504-2588	FAX(082)504-2175
東区福祉課障害福祉係	TEL(082)568-7734	FAX(082)568-7781
南区福祉課障害福祉係	TEL(082)250-4132	FAX(082)252-2949
西区福祉課障害福祉係	TEL(082)294-6346	FAX(082)231-6284
安佐南区福祉課障害福祉係	TEL(082)831-4946	FAX(082)879-8565
安佐北区福祉課障害福祉係	TEL(082)819-0608	FAX(082)815-0466
安芸区福祉課障害福祉係	TEL(082)821-2816	FAX(082)821-2832
佐伯区福祉課障害福祉係	TEL(082)943-9769	FAX(082)923-1611